

# 緊急小口資金

## (新型コロナウイルス感染症特例)のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方のおられる世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金(新型コロナウイルス感染症特例)」「総合支援資金【生活支援費】(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

### 貸付金額10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき(要証明書)
- 世帯員に要介護者がいるとき ■世帯員が4人以上の世帯
- 世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
  - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子
- 世帯員に個人事業主等があり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

- 利子 無利子
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 2年(24回払い)以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

**担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。**

#### ■ 対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

(外国籍の方は在留資格が特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等に限る)

#### ■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

#### ■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕 ※詳細については裏面をご覧ください

- ①本人確認書類
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類
- ③印鑑 ④住民票 ⑤印鑑登録証明書 ⑥銀行通帳又はキャッシュカード

〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕

- ⑦借入申込書兼同意書 ⑧借用書 ⑨預金口座振替依頼書
- ⑩その他 大阪府社会福祉協議会が指定する書類

#### ■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座(申込者名義に限る)に振り込みます。  
送金は貸付決定後、随時行います。

#### ■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後(0~12ヶ月)です。

〔ご返済金額〕【例】

**10万円の場合** 1回目~23回目 ⇒4,160円  
最終回(24回目) ⇒4,320円

**20万円の場合** 1回目~23回目 ⇒8,330円  
最終回(24回目) ⇒8,410円

#### ■ 貸付できない世帯

- ☑生活保護受給中の世帯
- ☑この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- ☑借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- ☑破産申立手続など法的整理中の方がいる世帯
- ☑生活福祉資金等の公的な貸付を受け、延滞及び猶予等している者がいる世帯、および元

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474

## ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等 ※顔写真の無い書類、及びパスポートは2点確認をさせていただきます。
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	直近3ヶ月分の給与明細(最終月が減収となっていること)等、減収されたことを確認できるもの
③印鑑	実印と口座振替を希望する口座の銀行印の2点をご用意ください。
④住民票	世帯員全員記載、続柄が明記されていること。 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤印鑑登録証明書	借受人となるかたのものがが必要です。
⑥銀行の通帳又はキャッシュカード	振込及び引落を希望する銀行口座の通帳又はキャッシュカード

※特別な理由で20万円の借入を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯員に新型コロナウイルス感染症罹患者がいる場合 ⇒新型コロナウイルスの検査結果</li> <li>○世帯員に要介護者がいるとき ⇒要介護者の介護保険者被保険者証</li> <li>○臨時休業となった小学校等へ通う子がいる場合 ⇒特に必要ありません</li> <li>○世帯員に収入減収した個人事業主等がいる場合 ⇒個人事業主等が収入減収したことがわかる書類</li> </ul>
-----------------------	--

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求める場合がございます。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。

審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。

また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

### ○申込・受付窓口

**社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会**

**住所 大阪市住之江区御崎4-6-10**

**電話 06-6686-2311**

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪府中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-4-15 Tel 06-6762-9474